

変化する認識中止の論理

— デット・アサンプションの会計・税務処理について —

大 沼 宏

1. はじめに

最近のリストラクチャリング実務の一つとして、貸借対照表のスリム化という議論がなされる。この延長線上で、負債をいかにして圧縮ないし消去するかという点が会計担当者のみならず企業経営者の関心を集めている。特に負債比率を下げて社債格付けの向上などを意図する場合、負債を貸借対照表上から取り除くという点が先ず検討課題に上がりやすい。この負債の消去 (extinguishment of debt) すなわち負債の認識中止 (derecognition of debt) を検討する場合、Peterson, et. al [1985], Chaney [1985] らによれば、まず公開市場で社債を買い入れそれにより負債を償却する買入償却が挙げられる。他にも転換社債による負債から株式への転換、コール可能な債券であれば債券コール (calling of debt) がある。そして負債／株式スワップ (debt/equity swap) により負債を株式に転換する方法¹⁾も考えられる。これらの手

1) Hand [1989] によると、負債／株式スワップは1980年代初頭に頻繁に行われた財務手法である。その具体的な手法としては次の通りである。当該スワップを実行する企業は低クーポンレートの発行済社債を市場から買い入れ、その見返りに株式を新規発行する。仲介する投資銀行は債券市場から買い入れた社債券と引き替えに、発行された新株を債権者へ譲渡する。債権者は売却した債券の対価として株式を受け取るの、その形態は実質的に社債と株式の交換 (swapping) である。しかもこの交換取引が一連の取引として行われるため、一般にこのような社債と株式の交換を負債／株式スワップと称する。だが Hand, et. al [1990] は、この負債／株式スワップは税法の改正とともにその利点が減少したために、実質的ディフィーゼンスに取って替わられたと指摘する。

法すべてにおいて債務者は法的債務から解放されるとともに、貸借対照表上から負債が消去される。

だが、法的債務が残存するにも関わらず、貸借対照表から負債を消去する方法、すなわち認識中止を達成する方法も存在する。その一つは、負債と無リスク証券を取消不能信託 (irrevocable trust) に預託し、それに合わせて無リスク証券から得られる元利金を完全に負債の社債権者への元利支払に充てることによって当該負債を貸借対照表上から消去するというものである。通常この方法のことを、実質的に (in-substance) 負債を破棄する (defease) 手法として、実質的ディフィーザンス (In-substance defeasance) と呼ぶ (詳細については拙稿 [1996] 参照)。

この他に、実質的ディフィーザンスと手続として非常に類似するが、取消不能信託を設定せずに、負債の元利支払いを銀行等の第三者企業に引き受けさせることにより、負債の認識中止を図る方法がある。これをデット・アサンプション (debt assumption) と呼ぶ。

デット・アサンプションは債務履行引受契約と訳されるが、これは本来1983年に発表された FASB 財務会計基準書第76号「負債の消去」“Extinguishment of Debt” (以降 SFAS76号) において容認された、実質的ディフィーザンスの特殊形態ともいえる金融取引である²⁾。

本稿では最初に、日本におけるデット・アサンプションの実務上の扱い、及び会計処理を示す。日本ではデット・アサンプションが繰上償還によらずに負債の認識中止を可能にする手法であったのに対し、米国では実質的ディフィーザンスがそれに対応していた。そこで日本との対比を示すため、米国の負債認識中止に関する実務と制度の歴史的変遷と現状を把握する。実質的ディフィーザンスとデット・アサンプションの両者は米国投資銀行によって最初に考案されたが、現在会計上の扱いは当時と比べ大きく変化している。この変化の状況を検証した後、再び舞台を日本に移し、米国と逆転しているその原因を浮き彫

2) 佐藤 [1991] 田中 [1994] は、デット・アサンプションを実質的ディフィーザンスの中の、「アサンプション法」と分類する。

りにする。しかし日本においても1995年に改正・公表された外貨建取引等会計処理基準（以降新外貨建基準とする）を契機に、デット・アサンプションの会計上の取扱は劇的な変化の兆しを見せつつある。こうした変化は会計実務にとどまらず税務実務、特に法人税に関する処理に大きく影響を与えている。以上を踏まえ、日米の負債の認識中止についての会計的論理の相違と変遷の経緯を検証することを目的とする。

2. 日本におけるデット・アサンプションの概要—研究報告—

わが国でのデット・アサンプションについての事実上の会計基準として日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第3号 [1987]「通貨スワップの会計処理」（以降「研究報告」）がある。このステートメントはあくまで実務の参考という位置づけであり実務を拘束するものではないが、事実上「研究報告」の内容に即してデット・アサンプションは行われている³⁾。

「研究報告」はデット・アサンプションを、外貨建債務を銀行が引き受けるのと同時に、銀行等に対して見返りの円債務を一時に履行し原債務の履行を免れる取引としている（Ⅱ.4）。すなわち「研究報告」はデット・アサンプションを、形式上は異なるが、実質的には通貨スワップの特殊形態として捉え、スワップ契約締結時に発生するスワップ債務を一時に履行したものとみている。これに応じてその実質的な効果から、デット・アサンプションを発行済社債の繰上償還と同様に処理し、当該負債の認識中止を肯定する。またデット・アサンプション後の原債務は偶発債務として注記による開示を求める（Ⅱ.4, [解説] 6）。つまり「研究報告」は負債の認識中止についての是非を問うことなく、あくまでこれまでの外貨換算実務の延長線上においていかに位置づけられるかと

3) 秋葉 [1996] はデット・アサンプションを負債のオフバランス化を達成する会計処理として、我が国における現状での扱いを詳述する。91頁。またデット・アサンプションのディスクローチャーと具体的な処理法については伊藤 [1994] 第13章参照。

いう点から論じられたものであった。

具体的にデット・アサンプションのスキームと会計処理について、日本公認会計士協会東京会 [1992]、中央監査法人 [1994]、伊藤 [1992] を参考に、その概略を検証しよう。

まず、通常の社債発行を行った場合のスキームを図1に従って説明しよう。

① A社は社債を発行し、② C社(社債代理人)を介してD社等(社債保有者)はこの社債を受け取る。③その対価としてD社等は元金を支払い、④同様にC社を介して、A社はD社等から支払われた元金を受け取る。⑤A社は発行された社債の約定金利を支払い、償還時には元本の償還も行う。⑥D社等はA社から支払われた元利金をC社を介して受け取る。

次に、仲介役であるB銀行を介してデット・アサンプションが行われた場合のスキームを説明しよう。⑦A社とB銀行との間でデット・アサンプション契約が交わされる。この時、A社は発行済み社債の債務履行をB銀行に引き受けてもらうために、⑧当該社債の元利支払いが行える程度の現金預金ないしは有価証券をB銀行へ預ける。ただし、B銀行がそのままA社の債務の弁済を行うわけではない。⑨B銀行はA社から支払われた現金預金ないしは有価証券を匿名の第三者企業であるE社へ貸し付けて、その代償としてこの債務を引き受けてもらうことにするのが一般的である(金融市場での運用も含む)。⑩これによってE社は引き受けた債務の元利支払いを行い、⑪B銀行を介してA社が行うべき社債の元利金支払いを代行する。この結果、A社は貸借対照表上から社債を取り除くことができ、B銀行へ預け入れた預金と消去した社債の差額は償還差損益として計上する。⑦'また、デット・アサンプション契約を締結する際に、保証機関から信用状を受け取ることにより、当該契約の履行を保証してもらう場合もある⁴⁾。

4) 1980年代では我が国の場合デット・アサンプションは外債についてしか認められていなかったのが、図1の⑨において貸し付けられる現金預金等は外債である。外債需要を抱えている企業が主に債務履行の引受け手となる。だが、現在ではデット・アサンプションは外債のみならず円建社債についても認められており、日本と米国におけるスキーム上の相違は消えつつある。太田昭和監査法人編 [1997] 142頁参照。

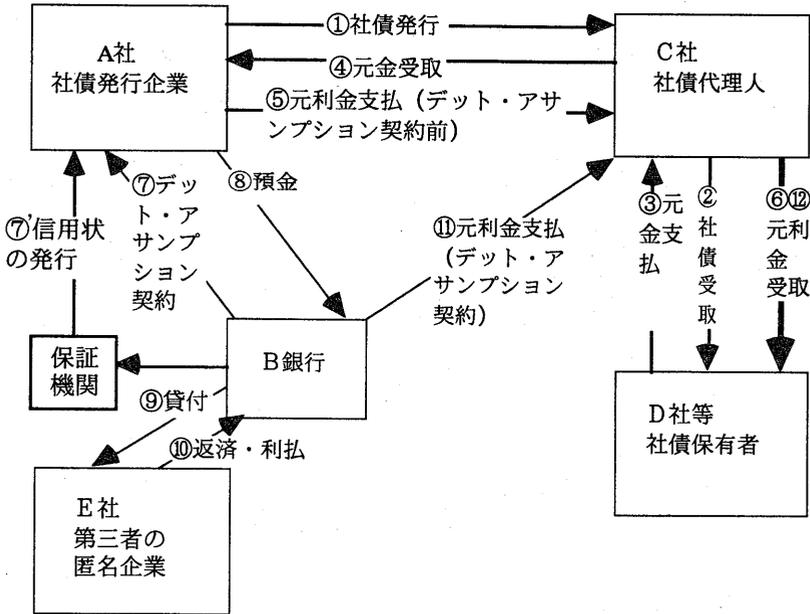


図1 デット・アサンプションの構造
日本公認会計士協会東京会[1992]の253頁, 図3-3を参考

具体的に中央監査法人 [1994] を参考に、以下の設例をもって社債発行時とデット・アサンプション契約実行時の会計処理を示す。

〔設例〕 A 株式会社はニューヨーク市場から以下の条件でドル建て普通社債を額面発行した。なお社債発行時の為替相場は115円/1ドル, 利払いは8月31日である。

発行日：平成 x 4 年 9 月 1 日

発行総額：2,000千 U.S.ドル (帳簿価額：230百万円)

発行期間：5 年 (償還期日平成 x 9 年 8 月 31日)

利率：6%

この際の会計処理は次の通り (単位；千円)。

x 4 / 9 / 1 (借方) 現金預金 230,000 (貸方) 社債 230,000

第2回目の社債利息を支払った直後の平成×6年9月1日に金利は長期的な下降局面に入り、更に円高が進んだためにデット・アサンプション契約を実行した。なお銀行側の手数料は無視する。

社債元本の残債務：2,000千 U.S. ドル

実勢金利：3年もので U.S. ドル 5%

現在の直物為替相場：110円/1ドル

この条件の基で必要になる預託金は225,991千円となる⁵⁾。デット・アサンプションについての会計処理法にはいくつか議論があるが、社債の繰上償還と同じ効果を見なして次のようになされるのが一般的と考えられる(単位；千円)。

×6/9/1	(借方) 社債	230,000	貸方) 現金預金	225,991
	償還差損	5,991*	為替差益	10,000**

* ¥5,991 = ¥225,991 - \$2,000 × ¥110

** ¥10,000 = (¥115 - ¥110) × \$2,000

償還差損は実勢金利が社債の額面利率である6%よりも低いため認識するのであり、為替差益は社債発行時よりも円高が進んでいるためである。

税務上も特にデット・アサンプションについての法令・通達は存在しない。もともと渡辺 [1994] によれば、法人税法上もデット・アサンプションを負債の繰上償還と同様に見なすと考えられている。税務上も会計上もデット・アサンプションを負債の繰上償還と実質的に同一と見なすということで大筋において異論がないとしつつも以下の点が指摘される。第1に、償還差損益および為替差損益はいつの時点で損金・益金に算入できるかという点である。すなわち、デット・アサンプションがなされたとしても原債務は依然として残存する以上、当該損益は実行時において認識するのではなく、償還時まで繰り延べるか、

5) 預託金は現在割引価値計算により次のように行う。

1年度の利息の現在割引価値計算； $¥110 \times \$2,000 \text{千} \times 0.06 \div 1.05 = 12,571$ 千円。以下、2年度の利息の現在割引価値 = 11,973千円、3年度に社債を償還するので元利金の現在割引価値 = 201,447千円。総額 ¥225,991千円となる。

あるいは償還時まで期間配分し各期の損益に算入するという処理も考えられる。第2に償還差損益と為替差損益は合算すべきかどうかという点が挙げられる⁶⁾。

しかし「研究報告」と成澤 [1994] によれば、当該償還差損益、為替差損益はデット・アサンプション実行時に一括して認識し、契約締結日の事業年度の損益として、益金あるいは損金に算入することが容認されている。ただし両者は別の要因によって発生した損益である以上、合算せずに別個に処理する。

つまり制度上デット・アサンプションによって負債と一定の現金預金を認識中止し、それに伴う償還差損益及び為替差損益は認識するという処理は一般に公正妥当な会計・税務処理として認められている。

3. 実質的ディフィーザンスの歴史の変遷

日本では実質的ディフィーザンスではなくデット・アサンプションが繰上償還によらずに負債を認識中止する方法として認められているが、米国では反対の状況にあった。デット・アサンプションの理論的な背景と将来の展望を予想するために、FASB 財務会計基準書における実質的ディフィーザンスの歴史の変遷と実務状況及びその背後にある経済的実質優先思考の論理を探る。

3. 1 実質的ディフィーザンスとデット・アサンプションの相違—SFAS76号—

実質的ディフィーザンスは、1982年米国企業エクソン社 (Exxon Corp.) によって初めて行われた⁷⁾。デット・アサンプションは、エクソン社が実質的ディ

6) これ以外の問題として、為替リスクを回避する目的のもと原債務に為替予約が付されている (法人税法は個別予約のみ想定している) 場合、デット・アサンプションに伴って生じる譲渡損益は損金算入が可能かどうかという点も指摘される。こうした問題について渡辺 [1994] は、当該損失に係る支払額が適正な対価として認められる場合デット・アサンプション実行時の損金に算入するよう提案する。205頁参照。

7) エクソン社の行った実質的ディフィーザンスの内容については、Weil [1983], Exxon [1982], Peterson, et.al [1985], 及び田中 [1994] を参照。

フィーザンスを行ったわずか後、食品メーカーのケロッグ社 (Kellogg Corp.) によって行われた。ケロッグ社は75百万ドルの負債 (利率8.625%) を消去するために、匿名の第三者企業数社に対して、総額64百40万ドルの現金及び流動資産を支払った。当該匿名企業はこの発行済社債債務を引き受けたが、そこでの債務の引受を確実なものとするために、ケロッグ社はモルガン・ギャランティートラスト社 (Morgan Guaranty Trust) から信用状 (letter of credits) を受け取った⁸⁾。この意味からデット・アサンプションは、取引としては負債の第三者への売却として受けとめられる⁹⁾。もちろん売却するのであるから、第三者に負債を引き受けて貰う以上、いくらかの現金を支払う。この点からすれば、デット・アサンプションは事実上財務手法の一部であり、会計政策 (創

8) もう一つのディフィーザンス手法に即時的ディフィーザンス (instantaneous insubstance defeasance) というものがある。即時的ディフィーザンスとは、簡単に言えば負債が発生すると同時にその負債が消去される方法である。具体的に説明すると、より高い利回りを持つ資産に投資するために、負債を発生させる。市場間の金利差による金利差益を得るために、通常この形態では、ある国で社債を発行し、また別の国でより高い利回りを持つリスクフリー証券を購入して、負債を消去する。結果的に、即時的な利益がもたらされる。即時的ディフィーザンスの一例としては、1984年にペプシ社 (Pepsi Co.) が行ったものがある。アメリカ債券市場でドイツマルク建て社債を発行し、当該社債を消去するために、高利回りの西ドイツ政府債を同時に購入する。これにより、貸借対照表に一切の影響を与えることなく、瞬間的な利益を得ることが可能となった。貸借対照表上に資産・負債が現れることは決してなく、ただ損益計算書に瞬間的な金利差益が発生するだけである。SFAS76号は即時的ディフィーザンスについてはなんら規定は設けなかったが、その後公表された FASB Technical Bulletin 84-4では即時的ディフィーザンスを認めなかった。すなわち、社債を新規発行しその直後に当該社債をディフィーザンスすることは認めていない。実質的ディフィーザンスにおいて外国子会社の有価証券を運用するとき、当該取引はドル建ての即時的ディフィーザンスとして国際的な金利裁定 (arbitrage of interest rates) のために利用される。即時的ディフィーザンスは FASB76号の下で認めらるか否かについては議論があったが TB84-4によって FASB は容認しないという立場を明確にしたといえる。即時的ディフィーザンスを利用する企業には、他に Sterling Drug Inc., Baxter Travenol Laboratories 等があった。

9) ケロッグ社にとってデット・アサンプションは、自らの負債の金利と元本支払を満たすのに十分な収益を得るような別投資を行ったといえよう。Chaney [1985], p. 53参照

造的会計)の一種といえよう¹⁰⁾。

SECは1982年8月にこの取引を一時的に禁止し、その会計処理が妥当であるかどうかについての審議をFASBに委ねた。FASBは周到な議論を経た後、多数の反対を押し切って、1983年11月に当時としては異例のスピードでSFAS76号を公表した¹¹⁾。SFAS76号によって実質的ディフィーゼンスはひとまず認められたが、デット・アサンプションの方は認められなかった。ケロッグ社以降米国においてデット・アサンプションによる負債の認識中止を試みた

10) デット・アサンプションと実質的ディフィーゼンスは方法としては共通することから、メリットもおおよそ類似する。すなわち、

① 法的債務から解放されていないにも関わらず、貸借対照表から負債を取り除くことができ、結果的に貸借対照表を圧縮できる。

② 負債の認識中止が行われた期に、その他の負債消去方法と同様に、その期の損益として損益計算書に報告できる。これは税務上も、財務報告上も同様である。また実質的ディフィーゼンスと同様に、売却相手を選ぶ期間においては内国歳入法 (Internal Revenue Code) 108号に基づき、利益の繰延が認められる。この取引による利益は、その他の負債消去方法と同様に、負債が売却された期の損益としてその期の損益計算書に報告される。これは税務上も、財務報告上も同様である。

③ デット・アサンプションに際し、特定の契約をなすだけでよい。従って、債権者が多数に渡っても彼らと個別的な契約を結ぶ必要はない。

④ 社債格付けが低い企業は資本市場へのアクセスが難しいので、この方法によって安価で資金調達をなすことが可能である。デット・アサンプションが通貨スワップの一形態と説明されるのは、社債格付けが低い企業に資金調達の手段を提供する点が共通するからである。債務者となる企業にとって資本市場に対して同等のアクセスができないような場合 (例えば信用度が低い)、負債を「買入れる」(つまり現金と債務を取得する)のは、負債を得る企業にとって安価な資金調達手段を提供することと同じである。よって負債を購入する企業は、現実に債券の市場価格以上のプレミアムを支払おうとする。

これに対して、デット・アサンプションにも不利な点は多い。第1に、実際に債務を引き受ける企業を見つけることは容易でなく、企業が独自に行うことは難しい。通常は債務引受企業の調査などは投資銀行などに依頼することがほとんどである。第2に、実質的ディフィーゼンスが負債を事実上無リスク債券へと変換するものであるのに対して、デット・アサンプションは負債を消去しても遡及権が残るという意味での信用リスクが高いという点も問題である。McGoldrick [1984]参照。

11) このSFAS76号公表に関わる詳しい説明は佐藤 [1991] 及び Miller and Rodney [1991], Gup and Newman [1984], Cason [1984], Gray and Seville [1985], Puglisi and Robert [1984]参照。

企業はおそらく存在しない。

そこで実質的ディフィーザンスとデット・アサンプションの構造的な違いを見てみる。デット・アサンプションは図1のようなスキームによって行われる。一方、デット・アサンプションの本来の形態である実質的ディフィーザンスは図2のようなスキームでもって行われる。

図1と図2を踏まえてデット・アサンプションと実質的ディフィーザンスとの違いを検証しよう。デット・アサンプションは、E社という匿名の第三者企業に負債を引き受けさせ、債務履行引受の対価に、ある程度の現金預金ないし有価証券を預ける。これに対し、実質的ディフィーザンスでは、負債と資産を取消不能信託に預託する。いずれの会計処理においても、資産と負債を相殺したときに、差額損益が認識される。つまり、負債を消去するために銀行へ預

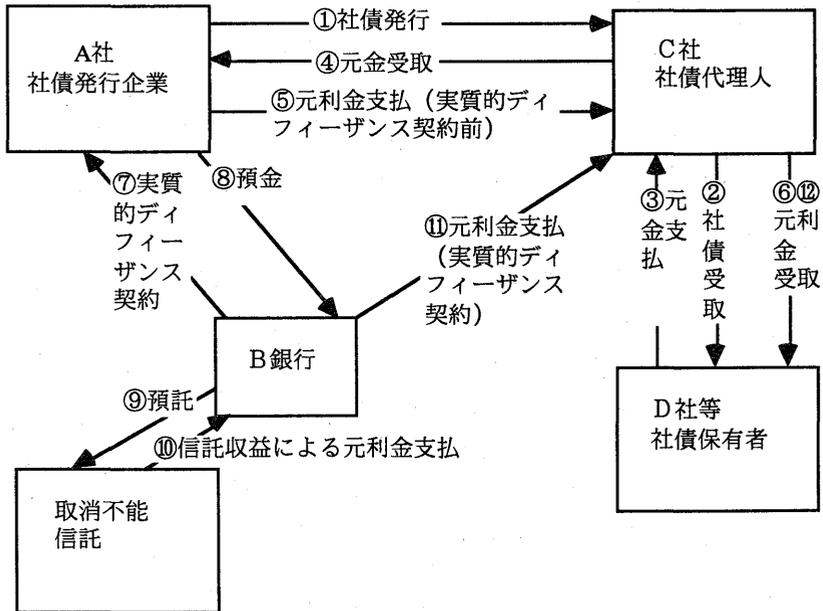


図2 実質的ディフィーザンスの構造
日本公認会計士協会東京会[1992]の253頁, 図3-3を参考

ける資金の流入先が、デット・アサンプションが匿名の第三者企業 E 社であるのに対して、実質的ディフィーゼンスは取消不能信託である点が相違する。ただ、いずれも D 社等に発行した社債の元利払いをタイミング良く行い、且つ金額も合致していることは必要条件となる。

一見して解るように、両者の違いはそれほど大きくはない。それにも関わらず実質的ディフィーゼンスだけが容認された根拠はどこにあったかといえ、両者の経済的実質についての見解の相違にあったといえよう。FASB は SFAS76号において次のように記す。

主たる債務の解除がされない時に、第三者によって「デット・アサンプション」がなされたとしても、（これは実質的には債務償還ではなく—大沼注）当該債務者に代わって第三者が原債権者に対し支払う見込額の債権 (receivable) を別に新たに第三者に生じさせているに過ぎないのである (par.20)。

FASB は実質的ディフィーゼンスについては、取消不能信託に預託されている金融資産の信用リスクは合理的に僅少 (remote) であり、しかも預託資産を別の用途に充てないよう拘束されているという点からその実質を債務の償還と考えていることが伺える (par.1・4)。これに対し、FASB はデット・アサンプションは債務の償還とせずに債権の発生と見ているところから、第三者が代わりに支払う代価としての債権をデット・アサンプションは生み出すに過ぎないと考える。つまりデット・アサンプションの経済的実質は債務の償還ではなく負債の売却処理と見なしている。従って負債の債務者から将来に元利支払を求められる可能性 (信用リスク) はデット・アサンプションのほうが高いと考えられた。信用リスクの高低が、こうしたデット・アサンプションは棄却して実質的ディフィーゼンスは容認するという結果を導いたのである。

3. 2 SFAS76号から SFAS125号への展開

ところが、1995年10月に公表された公開草案、そして1996年6月に公表された FASB 財務会計基準書第125号「金融資産の譲渡及び元利金の徴収並びに負

債の消去の会計」“Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liability”（以降SFAS125号）において、「実質的ディフィーザンスによって負債の消去がなされたとは考えない」という一文が明記された。

このような展開は何が契機となったのか。明らかに、財務要素アプローチ（financial-components approach）がSFAS125号に導入されたからである。古賀 [1996] によると、財務要素アプローチとは資産負債を将来キャッシュフローを創造する基礎的な財務要素の集合体と考え、それぞれを当該実体の法的コントロール下にあるかどうかを判断した上で、認識・測定するアプローチのことである。これに対し、これまでSFAS76号などで採用されていたリスク経済価値アプローチ（risk-reward approach）は、資産負債を全体で一つの要素と考え、当該資産負債を保有することによる便益とリスクの両方が実体に帰属するかどうかによって認識・測定が決定されていた。このため、資産負債を譲渡する際に、その取引が売却か借入取引かを判断する場合、経営者の恣意的な決定や取引の順序などによって会計処理が相違する（SFAS125号 par.102他）。これらについての批判は非常に多かった。

FASBはこうした曖昧な点を出来る限り排除する目的をもって、各財務要素について法的なコントロールが放棄されているかどうかという明確な基準により、資産負債の認識及び認識中止を決定する。非常にパラドキシカルであるが、経済的実質を優先する論理を押し進めていくと、結果的に法的形式である契約規定を重視するという結論に至るのである。この視点に立つ限り、実質的ディフィーザンスのような法的義務が残存したままでの認識中止は基本的に矛盾するはずである。しかしSFAS125号を精読すると、実質的ディフィーザンスが否定された根拠が法的債務の残存に加えて、他にもあったということがわかる。SFAS125号によると、実質的ディフィーザンスについての批判は次のように述べられている。

「……特に実質的ディフィーザンスという取引は負債の認識中止及び利益を認識することを正当化するのに十分な経済的実質は兼ね備えていないと

批判するものが多かった。そこで、金利が上昇した後でも実質的デフイーザンスは経済的なインパクトを持つのか—SFAS76号の下では会計的な利益は得られるのであるが—ということを何人かの研究者とアナリストらが調査した。結果として、実質的デフイーザンスは株主に経済的損失を負わせる、という結論が得られた。つまり、実質的デフイーザンスによって負債を認識中止し、対照的に利益を認識するのは表現の忠実性 (representationally faithful) に欠けているとの示唆をこれらの研究は得たのである (par.219)。」

つまり、実質的デフイーザンスは富移転 (wealth transfer) による損失を株主へ負わせるという問題の他に、資産負債の認識を中止するほどの経済的な実質は兼ね備えていないという主に2つの批判によって実質的デフイーザンスは退けられたのである¹²⁾。SFAS76号で実質的デフイーザンスが承認されたのは、取消不能信託の信用リスクは合理的に僅少であり、かつ債務者破産という事態が生じても取消不能信託への影響は生じないと見なしたからである。それ故実質的デフイーザンスは負債の繰上償還と実質的に同一と判断された。だがSFAS125号では債務者の破産が及ぼす影響を慎重に考慮した結果、次のように判断した。第1に、取消不能信託の信用リスクは債務者と隔絶されているといえない (par.220, a,b)。第2に、取消不能信託に負債と資産を譲

12) SFAS125号, par.220-222参照。だが、筆者は根本的な理由は別にあると考える。第1に前者の批判であるが、批判者のいう経済的実質とは何かを正確に把握することは出来ないが、リスク経済価値アプローチの下での経済的実質とは間違いなく、将来の経済的便益とそれについてのリスクである。これに対して財務要素アプローチから経済的実質を考えると、別の要素となるであろう。異なるアプローチから批判するのは、理論的に妥当なものとはいえない。後者の批判の根拠となったのは、Hand, et. al [1990], Byington, et. al [1989/1990], Gaumnitz and Thompson [1987]などの研究である。また Roden [1987], Weil [1983] からも実質的デフイーザンスによって富移転 (wealth transfer) が生じると批判する。しかし、彼らは富移転の可能性を示唆しただけであり、Hand, et. al [1990]は、実証的にその可能性は低いとしている。ただし、その内容としては富移転の可能性を否定はしないが、「弱いが、ある程度クロスセクショナルな意味での富移転は存在する」と記述する程度である。Hand, et. al [1990], pp. 52-97. 参照。なおこの論文については拙稿 [1997] 第2章も参照。

渡したとしてもその法的支配力は依然として実質的に債務者の下に残る (par.220, c,d,f)。つまり、取消不能信託の所有権が実質的に債務者の下にあり、そのコントロールが事実上債務者の意のままである以上負債の信用リスクも依然として債務者に帰属する。よって実質的ディフィーザンスによって負債を認識中止することは論理的に矛盾するというのである。これについて AAA [1996] は、債務者が破産したとしても取消不能信託へ資産回収の権限が及ぶ限り、SFAS125号 par.9における認識中止のための要件を満たしていないと指摘する。

1997年に公表された国際会計基準ディスカッション・ペーパー「金融資産及び金融負債の会計処理」も、SFAS125号と同様の論拠から、実質的ディフィーザンスの禁止を明言するに至った。これが国際会計基準として公表されると実質的ディフィーザンスは禁止され、この特殊形態であるデット・アサンプション（による負債の認識中止）も同様に国際金融市場においても禁止という道をたどる可能性が高い。日本の企業会計と税務会計も会計基準の国際的調和化という流れに関わらず、今後もデット・アサンプションを容認できるかは明確ではない。この点を中心に以下議論を進めていく。

4. デット・アサンプションがたどる道

日本で最初にデット・アサンプションを行った企業は、1982年に Banquet de Paris et des Pays-Bas との間で契約を交わした伊藤忠商事であった。これ以降もデット・アサンプションを行う企業は相次いだが、デット・アサンプションの具体的な会計基準の作成はその議論はなされたが実現には至らなかった。このため、SFAS76号公表に当たり米国で行われたような経済的実質優先思考という観点から、あるいはその適切なディスクロージャーは何であるかという点についての綿密な議論は先述した「研究報告」にとどまるのが現実である。日本においてなぜ実質的ディフィーザンスではなくデット・アサンプションが行われたのかという問題の具体的な根拠はそれ程明確ではなく、単に従来

の会計実務からほとんど逸脱していなかったに過ぎない¹³⁾。日本では実質的ディフィーザンスのように信託を利用する金融スキームについて信託制度及びそれに対しての税法上の扱いは明確ではない。これに対しある程度先物為替予約取引に類似していたこともあってデット・アサンプションが利用された。また特に米国とわが国の会計制度上の相違もこの点に関わってくる。伊藤 [1996] によると日本の会計制度はトライアングル体制と呼ばれ、外部公表会計制度は証券取引法、商法、税法の3つの法規制の密接な連携によって形成される。このため会計上の処理はいずれの法規制に則しても一貫していることが原則とされる。一方米国では財務報告書 (financial report) と税務申告書 (tax return) の内容は必ずしも一致する必要はないため、会計処理も一貫している必要はない。従って米国では実質的ディフィーザンスについて税法上は債務の償還があったというような会計処理は行わない¹⁴⁾。これに対して日本では証券取引法 (特に企業会計原則) の見地からは問題としなくとも、実質的ディフィーザンスは信託を利用する取引であることから、納税申告の際に厳しく審査され結果として否認される恐れがあったために通常の外貨換算実務と共通するデット・アサンプションが利用されたのである。

しかしデット・アサンプションによる負債の認識中止についても特に公正妥

-
- 13) 実際に伊藤忠商事の会計担当者に話を伺ったところ、デット・アサンプション契約を締結した理由は、従来の会計実務とそれ程乖離していず、あくまで会社の方針に従って実務的に対応したに過ぎないと言質を得た。またスキーム取引自体についての法制度上の整備が1980年代前半はまだなされておらず、無難な取引を選んだということが実態であった。
- 14) Peterson, et. al [1985] によると、内国歳入庁 (Internal Revenue Service) は、財務諸表上実質的ディフィーザンスによって認識中止された負債を、税務申告書上も消去されたものとして処理しないよう指示した。pp. 60-62 及び IRC §357 参照。結果として償還差損益は課税所得 (taxable gain) に導入しないことになった。というのも内国歳入庁の見解では取消不能信託の創設は、IRS 基本通達 (regulations) 301.7701-4(d) の清算信託とみなされるため、当該信託からのあらゆる利益は負債の償還期まで繰り延べられるからである。よって実質的ディフィーザンスを行う企業は、利益が損失を計上しても、それに対応する税金の効果 (税効果) は、一時的差異 (timing difference) として繰り延べられる。他に、Davis, et al [1991] p. 65 も参照。

当な会計処理であると認められたわけではない。あくまで「研究報告」によって通貨スワップに準じた処理が妥当と判断されたに過ぎない。従って通貨スワップによる負債の認識中止が容認されなくなれば、デット・アサンプションによる負債の認識中止も再考を迫られる可能性がある。そして現在、この可能性を示唆する状況になりつつある。

新外貨建会計処理基準が1995年に公表され、その中で通貨スワップは為替予約に準じて扱うよう規定が改正された。「研究報告」によれば通貨スワップによって原債務とスワップ債務は交換したものとして処理し、原債務を認識中止することができた。これに対し、新外貨建基準は為替予約に準じて原債務はスワップ契約後も認識し続け、新たにスワップ債務を別に認識するという処理方法に変わった（新外貨建基準、一-2-(1)、注解7）。

新外貨建基準の公表に合わせて、国税庁も外貨建債権債務の換算についての基本通達を改正し、その中で通貨スワップ契約が締結されている場合の税務上の取扱を明確にした。これによると、通貨スワップは法人税法基本通達13の2-1-5により、法人税法施行令第139条の8第1項で規定される先物外国為替契約（いわゆる為替予約）に該当するとした。つまり、国税庁も新外貨建基準と同様に通貨スワップを為替予約と同一と認識すると明言したのである。

以上の規定と日本公認会計士協会が1996年に公表した「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」（以降実務指針）を手がかりに、デット・アサンプションの将来について予想してみる。あくまで通貨スワップに準じるものとして解釈すると、デット・アサンプションについても通貨スワップと同様に、これまでは認識中止していた原債務も償還期間が経過するまで貸借対照表上に継続して認識し続けるという処理が必要となることが強く予想される¹⁵⁾。具体的なシナリオとしては次の2つが考えられる。第1に、デット・アサンプションによる負債の認識中止自体が禁止されるというシナリオであ

15) デット・アサンプションによる負債の認識中止見直しの意見は実務家サイドからも提起されている。例えば小林〔1997〕参照。

る。デット・アサンプションが行われても、財務諸表本体ではなく脚注での報告にとどまるというものである。会計処理の面からいえば、デット・アサンプション契約前後で財務諸表上の数値に変化は生じない。SFAS125号と国際会計基準の行方を見据えるとこの可能性も考えられるが、歴史的経緯や基準の持つ性格上、このシナリオはやや実現困難と予想される。第2のシナリオとしては、こちらのほうがより現実的と思われるが、デット・アサンプションの特徴を生かしつつ通貨スワップに準じて償還差損益と為替差益を原債務満期時まで期間配分するというものである。あくまで筆者なりの試案ではあるが、第2節で示した会計処理について条件をほぼ全て等しくしたとしても、会計処理上は長期為替予約取引の一種として変更する。その結果、負債の認識中止と為替・償還差損益の一括計上という財務効果はほぼ無くなるものである。なお、デット・アサンプション契約時の直物為替相場（平成×6年8月31日）＝115円/1ドル。償還時（平成×9年8月31日）のスワップレートは110円/1ドルとする。なお利息相当額は為替予約として処理する¹⁶⁾。

x 6 / 8 / 31	(借方) 社債	10,000	(貸方) 長期前受収益	10,000*
	長期前払利息	5,991**	現金預金	5,991

* . . . (¥115/\$ - ¥110/\$) × 2000千 U.S. ドル

16) これ以外に利息法を用いた計算法も考えられる。利息法によると支払利息は常に元本の5%となるよう計算されるため、貸借対照表上の社債額は224,641千円となる。仕訳も以下のようになり、差額分が未払金となるなど本文中の仕訳と多少違ってくる（単位；千円）。またデット・アサンプションの利点である社債を繰上償還をしたのと同じ効果は利息法の下では得られなくなり、結果としてほとんど通貨スワップと同じ取引になる。

x 6 / 9 / 1	(借方) 社債	5,359	(貸方) デット・アサンプション (D/A)	
			未払金	5,359
x 7 / 8 / 31	(借方) 支払利息	11,500	(貸方) 現金預金	13,200
	D/A 未払金	1,700		
x 8 / 8 / 31	(借方) 支払利息	11,415	(貸方) 現金預金	13,200
	D/A 未払金	1,785		
x 9 / 8 / 31	(借方) 支払利息	11,325	(貸方) 現金預金	13,200
	D/A 未払金	1,874		
	社債	224,641	現金預金	224,641

**・・・平成6年以降の社債元利総額の現在割引価値225,991千円（第2節における預託金額と同額）－長期為替予約元本220,000千円

以降為替予約差額は長期前受収益として、及び償還差損は長期前払利息としていずれも支払利息の調整項目として每期均等額で期間配分処理する。新外貨建基準及び法人税基本通達13の2-1-11から、通貨スワップ契約によって確定している社債の円換算額は、会計上も税務上也受すべき元本額とする。このことから、直先差額（スワップレートと直物レートとの差額、つまり為替予約差額）を社債元本金額から長期前受収益として減額することになる。デット・アサンプションについても通貨スワップと同様に処理すると推測される。これによりデット・アサンプションを行ったとしても社債の繰上償還と同じ効果を得ることは実質的に困難になるが、為替リスクと金利リスクのヘッジ効果だけは得られることになる。

5. 変遷の基底にある経済的実質のゆらぎ

本稿では日本と米国における実質的デファイゼンスとデット・アサンプションの会計及び税務上の扱い、その根底にある負債認識中止の理論的変遷を見てきた。以上から米国における負債認識中止の論理と日本における負債認識中止の論理は似て非なる構造を有していたことが判明した。

米国ではデット・アサンプションではなく実質的デファイゼンスが容認されたのは、信用リスクが重要なカギとなっていた。そしてSFAS125号において実質的デファイゼンスが否定されたのも、やはり信用リスクの存在が認否のポイントとなっていた。これに対し日本では通貨スワップの会計処理を明らかにする過程で、通貨スワップと類似する取引という観点からデット・アサンプションについての会計処理を定義づけた。これによりデット・アサンプションによる負債の認識中止が容認された訳だが、その決定は米国のように、当該取引からの信用リスクが原債務者に帰属するか否かという点に則して判断されたわけではない。負債の認識中止をまず前提としておき、その上でいかに理論

的に妥当なものとして説明するかという点から論じられたに過ぎなかった。

こうした判断の際、常に奥底に潜むのは法人税法11条「実質所得者課税の原則」にある経済的実質を優先するという姿勢であった。税務調整ないし税務署の対応をまず念頭におき、差し支えがない段階で新たな処理が容認されるという経緯を踏まえると、税法がデット・アサンプションによる負債認識中止に関して極めて重要な役割を果たしていたようである。

このように日米の負債認識中止の変遷が対照的な構図を描いていたにも関わらず、近年では両国とも認識中止を認めない方向へとシフトしつつあるのは印象的である。しかし日米両国のこのような動向は決して偶然によるところではない。背後には金融機関の信用の揺らぎを含む企業を取り巻く様々な不確実性の増大がある。それ故負債及びその背後にある企業リスクに対しての社会の目も厳格になってきている。こうした社会的な動向を下に法的債務が残存したままの負債の認識中止は容認できないとする思考が生まれているのである。つまりデット・アサンプションないし実質的デフイーザンスに関しては経済的実質を優先するからこそ負債が認識中止されていたといわれるが（田中 [1994]）、今日では経済的実質そのものが揺らいでいるという現実が示唆されるのである。

これからも新たな金融取引・金融商品が生まれてくることは容易に想像できるが、その取引の根底にある経済的実質とは何かという点についての注意深い観察と検証が今後より一層求められていくことが予想される。

参 考 文 献

- American Accounting Association's Accounting Standards Committee [1996] "Response to the FASB Exposure Draft 'Proposed Statement of Financial Accounting Standards Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishment of Liabilities'", *Accounting Horizons*, Vol. 10. No. 3, pp. 178-181
- Byington, J. Munter P. and Beckman, J. [1989/1990] "Extinguishment of Debt by In-substance Defeasance : Managerial Perspectives", *Journal of Corporate Accounting & Finance* (Vol.1 Winter), pp. 167-174
- Cason, R. [1984]"Conceptual Framework Begins to Affect Current Standards", *Journal of Accounting, Auditing & Finance* (Summer), pp. 369-373
- Chaney, P. K., [1985] "Defeasance : Financial Tool or Window Dressing?", *Management Accounting* (November), pp. 52-55
- Davis, L. R. , Lavata, L. M. and Philipich, K. L. [1991] "The Effect of Debt Defeasance on the Decisions of Loan Officers", *Accounting Horizons*, Vol. 5 (June), pp. 64-70
- Exxon corp. [1980] - [1983] *Annual report*
- Financial Accounting Standards Board [1983] Statements of Financial Accounting Standards No. 76, *Extinguishment of Debt-Amendment of APB Opinion No. 26* ; FASB (November).
- Financial Accounting Standards Board [1984] Technical Bulletin No. 84-4, *In-Substance Defeasance of Debt* : FASB (October)
- Financial Accounting Standards Board [1996] Statements of Financial Accounting Standards No. 125, *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liability*, FASB (June)
- Gaumnitz, B. R., and Thompson, J. E., [1987] "In-Substance Defeasance : Costs, Yes ; Benefits, No", *Journal of Accountancy*, (March), pp. 102-105
- Gray, D. and Seville, M.A [1985] "In-Substance Defeasance : Altering the Shape of Debt Management", *Journal of Accountancy*, pp. 100-107
- Gup, B.E., and Newman, M. S. [1984] "Defeasance : What is its Effect on your Firm?" *Financial Executives* (December), pp. 34-37
- Hand, J. R. M [1989]"Did Firms Undertake Debt-Equity Swaps for an Accounting Paper Profit or True Financial Gain?", *Accounting Review*, Vol. 64, No. 4 (October), pp. 587-623
- Hand, J. R. M., Hughes, P. J., and Sefcik, S. E., [1991] "Insubstance Defeasances : Security Price Reactions and Motivations", *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 13, pp. 47-89

- Kellogg Co. [1983] - [1985] *Annual Report*
- McGoldrick, B. [1984] "Why are CFOs So Excited About Defeasance?", *Institutional Investor*, Vol. 18, No. 3, pp. 75-83
- Peterson, P., Peterson, D., and Ang, J., [1985] "The Extinguishment of Debt Through In-substance Defeasance", *Financial Management* (Spring), pp. 59-67
- Puglisi, J. A. and Robert, S.K. [1984] "Extinguishment of Debt-SFAS76", *The CPA Journal* (April), Vol. 54, pp. 42-48
- Roden, P. F., [1987] "The Financial Implications of In-Substance Defeasance", *Journal of Accounting, Auditing & Finance* (Winter), Vol. 2, No. 1, pp. 79-89
- Weil, R. [1983] "De- or Misfeasance?", *Barron's* (December 5 1983), p. 50
- 秋葉賢一 [1996] 「負債のオフバランス化—デット・アサンプションの会計処理に関して—」『JICPA ジャーナル』, 第8巻, 第4号, 4月号, 90-93頁。
- 伊藤邦雄 [1994] 『ゼミナール現代会計入門』(日本経済新聞社)
- 伊藤邦雄 [1996] 『会計制度のダイナミズム』(岩波書店)
- 伊藤眞 [1992] 『外貨換算会計の実務 (第2版)』(中央経済社)
- 大沼宏 [1996] 「実質的デフィーターズの背景にある経済的実質優先思考」『企業会計』, 第48巻, 第9号, 119-126頁。
- 大沼宏 [1997] 『認識中止の会計的論理』(一橋大学博士課程単位修得論文)
- 太田昭和監査法人 [1997] 『外貨建取引の会計処理と税務』(中央経済社)
- 古賀智敏 [1996] 『デリバティブ会計』(森山書店)
- 小林公司 [1997] 『「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針 (中間報告)」の作成にあたって』『外貨建取引等会計処理基準詳解』第10章 (中央経済社), 141-154頁。
- 佐藤信彦 [1991] 「米国における『実質的デフィーターズ』の会計処理基準」, 『経済集志』, 61巻, 1号, 87-99頁。
- 田中建二 [1988] 「実質的デフィーターズと FASB のデュー・プロセス」『オフバランス取引の会計』第4章 (同文館), 69-92頁。
- 中央監査法人編 [1994] 『オフバランス取引の会計と税務 (改訂版)』(税務経理協会)
- 成澤和己 [1994] 『金融商品の税務・会計処理と開示』(清文社)
- 日本公認会計士協会東京会編 [1992] 『新金融取引の会計・監査・税務』(第一法規)
- 日本公認会計士協会会計制度委員会研究報告第3号 [1987] 「通貨スワップの会計処理」
- 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第4号 [1996] 「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針 (中間報告)」
- 渡辺淑夫編 [1994] 『金融商品の税務 Q&A (改訂版)』(ぎょうせい)